

建築確認申請時の留意事項

吉野ヶ里町役場都市計画課

家屋、店舗、構造物を建築する場合には、「建築確認申請書」を着工前に①町都市計画課（都市計画等調書発行）→②建築確認申請及び消防署同意→③⑤神埼土木事務所管理課（確認）→④適合判定機関（構造計算が必要な場合）→⑥確認済証を受けて着手しなければなりません。

町では、公有水面及び道路敷きに関する審査を行い、審査付箋を発行し、確認申請書に添付していただいております。

建築確認申請に伴う手続きの流れについては、別添佐賀県神埼土木事務所管理課発行の『建築確認申請をされる皆様へ』をご参照下さい。

公有水面及び道路敷きに関する審査を円滑に行ない、また事前に建築基準法でいう道路に接しているかを特定行政庁へ確認いただく趣旨から、〔別紙1〕誓約書、〔別紙2〕確約書を提出していただいております。

連絡先
吉野ヶ里町役場
都市計画課 都市計画係
電話：0952-52-5111（代表電話）
直通：0952-37-0349

〔別紙1〕

誓約書

別紙のとおり建築確認申請するにあたり、建築に関しては建築基準法に基づき、下記事項を履行し、万一法に違反するか不都合の行為があった時、または義務を履行しないときは一切その責任を負うことを誓約いたします。

記

1. 造物は道路幅員が4m未満の場合、当該道路の中心線から2m以上の距離（道路後退線）をとります。
2. 道路と建築敷地との境界を区別する構造物（塀・生垣等）についても同様に、2mの後退線をとります。

平成 年 月 日

吉野ヶ里町長 江頭 正則 様

住 所

氏 名

㊦

[別紙2]

確 約 書

別紙のとおり建築確認申請にあたり、下記事項について、建築主の責任であり、かつ不都合な行為をしないことを確約します。

1. 接道について（建築基準法でいう道路）

【町道であれば町道名、位置指定道路であれば許可番号・指定年月日、法42条2項道路については、幅員の記入をお願いします】

2. 境界付近の雨水排水方法

【雨水排水先及び排水方法を出来るだけ詳しく記入をお願いします】

3. 生活排水の処理方法

【排水方法（例えば溜桝等を設置し上水だけを排水するなど）できるだけ詳しく記入をお願いします】

1) 下水道

2) 合併浄化槽

3) その他

4. し尿処理の方法

1) 下水道

2) 合併浄化槽

3) 単独浄化槽

4) 簡易水洗汲み取り

5. その他 集合住宅については、環境課と協議すること。

平成 年 月 日

吉野ヶ里町長 江頭 正則 様

住 所

氏 名

㊟

上記5項とも、他の権限者の承諾・同意を受けている場合はその旨付記し、その写し又は原本を提示して下さい。